

第6 良質な介護サービスの確保

高齢者が要介護状態になっても地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる環境を整備するため、地域包括ケアを推進するとともに、安定的な介護保険制度運営の確保や地域における介護基盤の整備等を通じて、安心して質の高いサービスの確保を図る。

1 地域包括ケアの推進

187億円(44億円)

(1) 24時間地域巡回型訪問サービス、家族介護者支援(レスパイトケア)等の推進 128億円(8.1億円)

①お泊まりデイサービスの基盤整備(新規) 100億円

平成24年度の介護保険制度の見直しに当たり、デイサービスセンター等を活用した延長・宿泊サービス(お泊まりデイサービス)の実施に係る基盤の整備を行い、家族介護者の負担軽減を図るため、家族介護者支援(レスパイトケア)を推進する。

②24時間地域巡回型訪問サービス事業等の推進(一部新規) 28億円(8.1億円)

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できる社会の構築のため、24時間地域巡回型訪問サービスを実施するとともに、これらのサービスや既存の介護・医療等のサービスをインフォーマルサービスとも連携しながら継続的・包括的に提供していくための調整や住民参加型サービスを推進するための事業を総合的に実施する。

(2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(仮称)の実施(新規) 21億円

特別養護老人ホーム、障害者(児)施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等の養成を支援する。

(3) 認知症の方の暮らしを守るための施策の推進 38億円(36億円)

①地域における市民後見活動の仕組みづくりの推進(新規)

(※市町村圏域等における認知症施策(28億円)の内数)

市民後見人(弁護士、司法書士等の専門職以外の第三者による後見人)の養成を支援するなど、地域における市民後見活動の仕組みづくりの推進を図る。

②市町村圏域等における認知症施策 28億円(36億円)

認知症コーディネーターによる医療と介護サービス等の連携を強化するとともに、認知症ケアの支援体制を構築するための事業を実施し、市町村圏域等における認知症

施策を更に推進する。

③徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護のためのネットワークづくり(新規) 9.8億円

認知症高齢者の徘徊に対応するために、警察や交通機関等を含め、市民が幅広く参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護のためのネットワークづくりを進める。

2 安心で質の高いサービスの確保

2兆3,016億円(2兆1,922億円)

(1) 安定的な介護保険制度の運営 2兆2,597億円(2兆1,501億円)

介護保険制度を着実に実施するため、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保する。なお、介護給付費の適正化事業を更に推進する。

(2) 地域における介護基盤の整備 265億円(283億円)

①既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業の推進 170億円(263億円)

認知症高齢者グループホーム等既存の小規模福祉施設に対し、スプリンクラー設置に係る費用等を支援する。

②認知症高齢者グループホーム等防災補強等支援事業(新規) 80億円

既存の地域密着型施設(認知症高齢者グループホーム等)に対する老朽化に伴う修繕及び地震等防災対策上必要な補強改修等、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修に係る費用を支援する。

(3) 適切なサービス提供に向けた取組の支援等 153億円(138億円)

①福祉用具・介護ロボットの実用化の支援(新規) 1.7億円

福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するため、試作段階にある当該機器等に対する臨床的評価及び介護保険施設等におけるモニター調査の機会を提供する。

②適切なサービス提供に向けた取組の支援 152億円(138億円)

要介護認定の認定調査員に対する研修や、社会福祉法人による低所得者に対する利用者負担軽減措置等の取組の推進を図る。

＜参考＞介護職員の処遇改善及び介護基盤の緊急整備(平成21年度第1次補正予算)

○ 介護職員処遇改善交付金

介護職員の雇用環境を改善するため、平成21年度第1次補正予算(3,975億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成する。(1人当たり月額平均1.5万円相当の助成。平成23年度まで)

○ 介護基盤の緊急整備等

平成21年度第1次補正予算(3,294億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設するなど、介護施設に係る以下の事業を実施する。(平成23年度まで)

(1) 介護基盤の緊急整備等

地域の介護ニーズに対応するため、施設整備交付金(ハード交付金)を拡充するための基金の設置等により、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

(2) 施設の開設準備経費等についての支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

※ 介護関係施設等以外の障害者支援施設、乳児院及び救護施設等の福祉施設におけるスプリンクラー整備は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金(平成21年度第1次補正予算(1,062億円)において対応。(平成23年度まで)